

国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託に
係る公募型プロポーザル評価基準

令和4年1月

十和田市民生部国民健康保険課

国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準

国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル評価は、提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

記

1. 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
① 提案書に基づく評価(表1)	400
② プレゼンテーション評価	100
③ 見積書による評価	300
合計点	800

2. 書類審査の評価方法

システムの安定稼働及び費用対効果重視した配点とし、提案書に基づく技術等に関する評価による評価点の合計得点により審査を行う。

① 提案書に基づく評価

選定委員会委員が表1に基づき採点する。委員全員の採点を合計し、平均点を提案書に基づく評価点とする。

3. プレゼンテーションの評価採点方法

選定委員会委員がプレゼンテーションの結果を踏まえ採点する。委員全員の採点を合計し、平均点をプレゼンテーション評価点とする。

評価項目	プレゼンテーションの結果から
(1)主旨を理解しており、説明が判りやすい。	◎非常に良い・・・25点 ○良い・・・20点 □普通・・・15点 △やや不十分・・・10点 ×不十分・・・5点
(2)事業責任者に熱意・信頼感を感じる。	
(3)提案書に沿った説明となっている。	
(4)質問に対する応答が迅速かつ明確である。	

4. 価格評価点の採点方法

見積価格は、一時経費、経常経費の区分で評価計算を行い、各区分 150 点満点の合計 300 点を見積書による評価点とする。

経費区分	初期経費	システム利用料 (5年分、保守費を含む)
配点	150	150
評価計算式	$\frac{(A)}{(B)} \times 150 \text{ (各配点)}$ ※1 計算結果の少数点以下第1位を四捨五入 ※2 (A), (B)とも最小値は1円	